

第16期第3回福岡県個人情報保護審議会第二部会（住基・番号利用法部会）会議録

1 開催日時

令和5年12月21日（木） 10時00分から10時20分まで

2 開催場所

県庁行政棟10階 特9会議室

3 出席者

井上 真由美 委員
佐々木久美子 委員
小林 登 部会長
山元 規靖 委員

4 議題

- (1) 住民基本台帳ネットワークに関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について

5 その他

6 審議の内容

【部会長】

ただいまから個人情報保護審議会第二部会を開催いたします。今日は年末のお忙しい中、また雪の中ですね、寒いところをお越しありがとうございます。

今日は佐々木委員がウェブで御参加ということですので、今日は4名ということになっております。

今日の会議は公開となっておりますけれども、どなたも傍聴者はおられないようです。

それでは早速ですけれども、議題の方の説明をお願いいたします。

【事務局】

はい、本日の議題について説明いたします。本日は、前回に引き続きまして「住民基本台帳ネットワークに関する事務について」、特定個人情報保護評価の答申案の検討を行うこととしています。また前回、諮問予定とお伝えしておりました「住民基本台帳法施行条例」につきまして、行財政支援課から、内容について御説明いたします。

【実施機関】

行財政支援課の久芳でございます。よろしくお願いいたします。

前回の審議会の終わりでございますけれども、附票連携システムの開始に当たりまして、福岡県住民基本台帳法施行条例を改正しまして、条例に県で独自に附票連携システムを利用する事務を定めるということをお諮りしたい旨、申し上げていたところございました

けれども、その後、庁内関係課とも検討いたしました結果、現時点では県で独自に利用する事務を定める必要がないということになりました。

そのため、条例改正について審議会にお諮りする必要がなくなりましたので、御報告させていただきます。

もう1点、県では「住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程」というものを定めております。これは住基ネットのシステムのセキュリティーに関する規定でございます。今後、附票連携システムの運用が開始されることに伴いまして、総務省が技術的基準というものを告示いたしますけれども、これに則りまして県の規定にもこの附票本人確認情報に関する規定を追加し、改正することとしております。

改正いたしましたら、審議会において御報告させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【部会長】

ありがとうございました。それでは、審議に移っていきます。

本日の審議案件というのは「住民基本台帳ネットワークに関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検」ですね。この前から2回ほど審議したものです。今日は答申案ということになっております。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局、県民情報広報課の安河内です。よろしくお願ひいたします。

まずお手元の資料の確認になります。お手元に「答申案」とある資料を御準備しております。それとドッチファイルにこれまで用いた資料をとじております。

今回、諮問していますのは10月から審議をしております「住民基本台帳ネットワークの特定個人情報保護評価について」、前回、前々回と2回にわたりまして御審議をいただいたところですが、今回は答申案の御審議をいただきたいと考えております。

簡単におさらいをしますので、お手元のドッチファイルの中の「資料の1」とある横向きの「個人情報保護評価の概要について」という資料、こちらを御覧ください。

10月の審議会のときに、同じく事務局であります情報政策課から概要を御説明したのになりまして、1ページ目を御覧いただければと思います。

まず、特定個人情報保護評価とはということで、国や地方公共団体等は特定個人情報ファイルを保有する際、いわゆるマイナンバーを利用する事務について個人のプライバシー等といった権利利益に与える影響を予測し、又は漏えい等のリスクを分析して、そのリスクの軽減をするためにどのような措置を行っているかということを宣言する制度でして、事前のリスク分析によって個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止をし、そのことを国民、県民に分かりやすく説明することを目的とした制度となっております。

3ページ目を御覧ください。

佐々木委員が入られたみたいですので、少しお待ちいただいてもよろしいでしょうか。

【佐々木委員】

聞こえますか、佐々木です。申し訳ありません。

【部会長】

おはようございます、小林です。

【佐々木委員】

どうも、お世話になります。

【部会長】

定刻より早かったのですが進めさせていただいてまして、今日は答申案を審議するということになっていますので、答申案の説明に入ったところです。

【佐々木委員】

かしこまりました。

【部会長】

今、前回、前々回見ていただいた資料を見ながら復習をしているところです。

【佐々木委員】

はい、かしこまりました。

【部会長】

はい、よろしく申し上げます。じゃあ続けていただいてもよろしいですか。

【事務局】

佐々木委員にもメールで事前にお送りしました資料1を御覧いただいています。3ページ目です。

この特定個人情報保護評価の手続の流れとしまして、個人のプライバシー等の権利利益の侵害に与える影響度に応じて、どういった評価を行うというのが異なっておりまして、その判断には3ページにあるような記載の基準というのが設けられているところです。今回は、対象の人数が左上の「30万人以上」というところに該当しますので、一番左下にあります「最も厳格な全項目評価」というのを行う必要があるものに該当してきます。この全項目評価に該当する事務については、国民の意見聴取、いわゆるパブリックコメントを行うとともに外部の有識者を交えた第三者点検というのを実施することが求められています。

続いて4ページ目を御覧ください。左側の流れでいきますと、現在は住民の意見を評価書へ反映させるというところまで終了しておりまして、当審議会に諮問がされている状況です。

続いて5ページ目を御覧ください。当審議会における審査の観点については、個人情報保護委員会が定めております「特定個人情報保護評価指針」に基づいて、2つの観点から審査を行うことが求められています。

1つ目は左側、評価書の「適合性について」です。これは指針で定める実施手続に適合しているかについて、例えば、しきい値判断に誤りがないかですとか、パブリックコメントを行っているか等の、どちらかという形式的手続面での誤りがないかというのを審査するものです。

続いてもう1つが右側、評価書の「妥当性について」、これは指針が定める目的に照らして評価書の内容が妥当なものであるか。例えば、事務のプロセスの概要が具体的に記載をされているかですとか、リスクの分析を行ってきちんと対策がなされているか等の内容面が適切であるかを審査するものです。

これらを踏まえた形で今回の答申案を作成しています。

それではお手元の答申案を御覧いただきまして、以下、読み上げます。今回の答申は前回、第三者評価で答申を出しました令和元年度の答申をベースに作成をしております。

それでは、1番の「審議会の結論」から読み上げます。

福岡県知事が作成をした住民基本台帳ネットワークに関する事務、全項目評価書案、以下、「本件評価書」については個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針以下、「指針」に基づき、特定個人情報保護評価、以下「評価」が適切に行われているものと認められる。

2「本件評価書の審査内容」。当審査会では、指針に定める審査の観点に基づき、本件評価書の適合性及び妥当性について、次のとおり審査を行った。

(1)「本件評価書の事務の概要」。事務の名称は、住民基本台帳ネットワークに関する事務。事務の内容は、「本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」。住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、市町村と共同して構築をしている全国共通の本人確認システムを用いて、本人確認情報の管理、更新及び提供を行うもの。

イ「附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」。国外転出者に係る本人確認を行うために市町村と共同して新たに構築をする全国共通の附票連携システムを用いて、附票本人確認情報の管理、更新及び提供を行うもの。

「特定個人情報ファイルの名称」。ア、都道府県知事保存本人確認情報ファイル。イ、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル。

「特定個人情報ファイルを取り扱う理由」。ア、都道府県知事保存本人確認情報ファイル。転出入等による住民情報の処理をスムーズに行うとともに、全地方公共団体で本人確認情報を正確かつ統一的に記録管理をするため、特定個人情報を取り扱うもの。

イ、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル。国外転出者の本人確認手段として、全地方公共団体で附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録管理をするため特定個人情報を取り扱うもの。

(2)「適合性について」。次のとおり指針に定められた実施手続等に適合した評価を実施していると認められる。

ア「閾値判断について」。事務において取り扱う適正個人情報ファイルの対象となる本人の数は100万人以上1,000万人未満であるため、対象人数30万人以上の場合に必要な全項目評価となっている。

イ「実施の主体について」、事務の実施主体である福岡県知事が評価を実施している。

ウ「評価書の公表について」、評価書を公表することにより、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、本件評価書の内容を全て公表することとしている。

この点について1点補足ですが、第三者点検の点検を実施した後、この評価書というのは国に提出をした後、ホームページ等で公表されることとなりますが、セキュリティ上、公表することに問題がある部分については非公開にすることができると、規定上されています。しかし今回の評価書については、セキュリティ上のリスクのある部分というのはなく、全て公開されることが予定されております。

続けて読み上げます。

「実施時期について」、福岡県知事は当該事務について、行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項の規定に基づき、特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加える前に評価を再実施している。

オ「県民等からの意見聴取について」、令和5年8月18日から令和5年9月19日までの間、県民等からの意見聴取を実施した結果、評価書に対する意見はなかった。

カ「本件評価書の記載内容について」、事務の実態に基づき評価書様式で定められている全ての項目について検討し、記載をしている。

(3)「妥当性について」。事務の実態に基づき特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を適切に記載していると認められる。その主な内容は、次のとおりである。

ア「特定個人情報の入手について」。特定個人情報の入手経路は、専用回線でつながれた市町村コミュニケーションサーバーからに限られている。また、県が市町村から入手することのできる情報の項目は法令上限定がされており、入手に際しては専用のアプリケーションによって、情報の暗号化や認証を行い、全自動処理により人為的なアクセスを排除するなどの対策を講じることとしている。

イ「特定個人情報の使用について」。権限のない者による住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム、以下「システム」の不正利用を防ぐため生体認証による操作者認証を行うこととしている。また、操作者の業務に応じた必要最小限のアクセス権限を付与し、アクセス権限がある者を管理簿で管理するとともにシステムの操作履歴を記録し、不適切な利用がないかについて随時確認することとしている。

ウ「特定個人情報ファイルの取扱いの委託について」。委託事業者へのアクセス権限の付与については、委託する業務の遂行に必要な最小限の範囲とし、アクセス権限を有する者を管理簿により管理する。また採択を行う業務については、再委託先に委託先と同様の安全管理措置を義務付け、委託先には再委託先の安全管理措置に対する監督を義務付けることとしている。

エ「特定個人情報の提供・移転について」。特定個人情報の提供・移転に当たっては、提供・移転に関する記録、提供・移転日、操作者等の情報をシステム上で書ききすることなく保管することとしている。また、利用者やアクセス権限の管理を行い、情報の持ち出しを制限することとしている。このほか、誤った相手に提供することがないように、提供方法に応じて相手方の確認やパスワード設定方法等のルールが定められている。

オ「特定個人情報の保管・消去について」。出力した記録媒体等を施錠管理して保管するとともに、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新等の措置を講ずることとしている。また、都道府県サーバーの集約センターにおいては、サーバー設置場所及び記録媒体の保管場所を施錠管理するとともに、監視カメラによる入退室者の特定及び管理を行うこととしている。磁気ディスクの廃棄時は、専用ソフトによるフォーマットや物理的破砕等を行うこととし、内容の消去・破壊等についての記録を残すこととしている。

したがって、「1 審議会の結論」のとおり判断をする。

「3 付言」。住民基本台帳ネットワークに関する事務は、個人番号に加え、個人の氏名、性別、住所、生年月日等の特定の個人を識別することができる個人情報を取り扱うものであることから、当該事務に従事をする職員及び委託事業者に対する指導・監督を徹底するとともに、改めて委託先及び再委託先において適切な安全管理措置が講じられている

かを点検し、漏えい・滅失・毀損の発生の防止に万全を期すこと。

最後の付言についての補足ですけれども、過去2回の答申においても、この付言。漏えい等への対策をしっかりと行うよう付言を行っているのですけれども、前回の付言をした際は、神奈川県で発生した外付けハードディスクの漏えい事案を意識したような形にしています。今回は、先日発生しましたNTTの漏えい事案を踏まえたような形の付言を検討しているところです。

以上、答申する。

ということで、以上が答申の内容になります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【部会長】

はい、どうもありがとうございました。

前回、前々回と議論してきたところをまとめるとこういう答申案でいかがでしょうかということです。それでは、ただいまの説明につきまして何か御質問とか御意見とかありませんでしょうか。

山元委員、どうぞ。

【山元委員】

一つ確認というか、聞き損なったかもしれないですけれども。答申案の3ページのところの「エ」ですね。「エ、特定個人情報の提供・移転について」というので「記録をシステム上で、上書きすることなく保管する」という、この「上書きすることなく」というのは何か追加される必要性はあったのでしょうか。何か「システム上で保管する」と書けばいいような感じがするのですけど。特に「上書きすることなく」というふうに書く理由とか、そういうのがありましたら。

【事務局】

基本的には、最初から見ていただいている評価書に書いてある文言をちょっと引用するような形で答申は記載をしております。

【山元委員】

別に意味が通じないとかそういうことではないのですよ。そういうことじゃなくて、あえて「上書きすることなく」ということを何か理由とかありましたら。「保管する」と言えば、基本的には上書き保存ではないということになると思うのですけどね。だから「記録を保管する」と書けばいいところを「上書きすることなく」ということで、まず消すことなく記載している。これで意味は通じますので別に特に問題ないのですけど、強調されているところに何か意味があったのかなって、気になっただけです。おかしいところではないので別にこのままで構わないです。

【部会長】

確かに、なぜここで「上書きすることなく」というのをわざわざ入れているのか。何か、もし理由が分かるとちょっと御説明いただければありがたいのですけど。

【山元委員】

特になければないで別に。変なところではない。ちょっと気になったというだけです。理由があったらば、それがあつたにこしたことはないかなと思っただけなので大丈夫です、このままで。

【部会長】

やはり上書きしてしまうと、変わってしまったりするからそういうことのないようにという意味を含められているということなのですか。

【実施機関】

上書きしてしまうと、過去の情報が残っていなければ数年経って漏えいがあるのではないかというような疑念が生まれたときに確かめようがなくなってしまうという問題はあるかと思われまして、そういったことのないようにというのを強調することで「上書きすることなく」という記載、評価書上、今回変えた箇所ではなかったかと思うのですが、加えてきている経緯があると。

【山元委員】

はい、言葉としておかしくないのですが。主語が「提供、移転に関わる記録」ですね。だからこれは要するに、そういう移転をしたということの、関わる移転日だとか、その操作者とかそういう情報を上書きすることなくというか、もうこれ「保管する」と言っておけば基本的にはいい話で、移転した後の情報はまた別の話です。主語ではないので。まあ、少し増長かなという感じがしただけの話なので。このままで別に構いはしないです。

【部会長】

よろしいですか、はい、分かりました。ありがとうございます。

ほか何か御質問とか御意見はございますか。佐々木委員いかがでしょうか。

【佐々木委員】

多分、細かいことを聞いても分からないだろうなって、頑張って文章を作ったんだなというのが理解できましたので、よろしいのではないかなと思います。

【部会長】

はい、ありがとうございます。

そしたら、ほかに御質問、御意見がないようでしたらこの本案件につきましては、原案どおり答申するということにしたいと思います。細かい字句の修正等はまた事務局の方でもう一度チェックして完成させていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、最後に「その他」について。事務局の方から何かございましたら御説明のほう、お願いいたします。

【事務局】

はい、お手元に第2回第二部会の会議録を配付しております。修正等がございましたら御連絡いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議終了後、第16期第1回第二部会の会議録につきまして小林部会長に御署名をお願いしたいと思います。

最後に今後の日程についての御連絡ですが、現在のところ今年度中に第二部会の開催予定はありません。

来年度、同じように特定個人情報保護評価の第三者点検の予定があるということなので、時期が決まりましたら改めて御連絡したいと思います。どうぞ、よろしく申し上げます。

事務局からは、以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは本日の議題については全て終了いたしました。これで第二部会は終了といたします。本当お忙しい中、どうもありがとうございました。どうぞ皆様、よいお年をお迎えください。

以上のとおり第16期第3回福岡県個人情報保護審査会第二部会議録を確定する。

令和 年 月 日

部 会 長